

受付 番号	種 目 番 号	連 絡 先	委託担当 市民局オリンピック・パラリンピック推進課 担当者名 吉 田 電 話 671-4588
----------	---------	-------	--

設 計 書

- 1 委 託 名 東京2020オリンピック・パラリンピックに係る風しん麻しん予防接
種実施委託
- 2 履 行 場 所 委託者が指定する、横浜市内の施設
- 3 履行期間 期間 契約決定した日から令和3年7月30日まで
 又は期限 期限 平成 年 月 日 まで
- 4 契約区分 確定契約 概算契約
- 5 その他特約事項 _____

- 6 現 場 説 明 不要
 要 (月 日 時 分 場所)
- 7 委 託 概 要 ・詳細は仕様書のとおり

8 部 分 払

す る (回以内)

し ない

部 分 払 の 基 準

業 務 内 容	履 行 予定月	数 量	単 位	単 価	金 額

※単価及び金額は消費税及び地方消費税相当額を含まない金額

※概算数量の場合は、数量及び金額を () で囲む。

委 託 代 金 額		¥ _____
内 訳	業 務 価 格	¥ _____
	消費税及び地方消費税相当額	¥ _____

内 訳 書

名 称	規 格	数 量	単 位	単 価 (円)	金 額 (円)	摘 要
1 ワクチンの用意	MRワクチン	(650)	本			
2 予防接種の実施	仕様のとおり	一	式			
小計						
消費税 (10%)						
合計金額						

※ 概算数量の場合は、数量及び金額を () で囲む

東京 2020 オリンピック・パラリンピック大会関係者への風しん麻しん予防接種実施委託

1 件名

東京 2020 オリンピック・パラリンピック大会関係者への風しん麻しん予防接種実施委託

2 趣旨

東京 2020 オリンピック・パラリンピックにおいて、開催会場都市として安全な運営を行うために、横浜市・都市ボランティア(以下、「ボランティア」という。)と大会運営に従事する横浜市職員(以下、「職員」という。)に対して、風しん麻しん双方に効果のある MR ワクチンの予防接種を実施する。

3 履行期間

契約締結の日から令和 3 年 7 月 30 日まで

4 接種会場及び日程

接種日程は原則、以下の表のとおりとする。日程を変更する場合は、委託者と受託者で協議の上決定すること。接種会場は、横浜市内の施設を委託者が用意・費用を負担し、決定次第、受託者に報告する。また、巡回診療等にかかる必要な事務手続きは受託者が行うこと。

日程	時間 ※準備・撤収時間を含む ※具体的な時間は協議の上、決定 ※休憩時間は除くものとする	人数規模	主な対象
5 月 7 日 (金)	9 時～17 時の間で最大 6 時間程度	最大約 300 名程度	職員、ボランティア
5 月 22 日 (土)	9 時～17 時の間で最大 6 時間程度	最大約 300 名程度	ボランティア
6 月 13 日 (日)	9 時～17 時の間で最大 6 時間程度	最大約 300 名程度	ボランティア

5 接種対象予定総数

約 650 人

確定人数は、委託者から 4 月中旬頃に受託者へ通知する予定。

6 業務内容

(1) ワクチンの用意

接種対象者に接種するMR ワクチンを用意すること。

(2) 予防接種の実施

接種会場における接種対象者の受付事務は委託者が行う。受託者は、受付を終えた接種対象者から予診票を回収すること。また、必要に応じて予診票の説明や記載についての質問に対応すること。

予診票を回収し、接種の実施に問題がないことを確認した上で予防接種を実施すること。接種の実施の判断については、医師により行うこと。予防接種実施後は、委託者から予め提出された接種対象者一覧に実施結果を記録し、実施日毎に委託者へ報告すること。報告の形態は契約決定後に委託者と受託者で協議の上、決定する。

(3) 新型コロナウイルス感染症対策の実施

接種会場における、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、受託者は接種対象者への検温や手指消毒を励行するなど、感染症対策を講じること。感染症対策に係る物品（アルコール消毒液や非接触型の体温計など）は受託者で用意すること。

(4) 欠席者対応

4 接種会場及び日程で示した日程等で、どうしても都合が合わず、別日程での接種を希望する対象者がいた場合、委託者と受託者で協議の上、受託者の用意する会場で実施すること。対象者の相談及び接種日程等の調整は委託者が行うものとする。

7 業務遂行上の配慮事項

(1) 業務は、委託者の定める委託契約約款（別紙）によるほか、本仕様書に基づき実施すること。

(2) 業務遂行にあたって、本仕様書において不明な点、疑義等が生じた場合は委託者と受託者が協議の上対応すること。

(3) 委託者は必要と認めるとき、受託者に対し業務の処理状況について調査し、又は報告を求めることができる。

(4) 受託者は、「個人情報取扱特記事項」及び「電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項」を遵守し、個人情報に関する管理規定の整備や定期的な研修の実施など、個人情報の適正管理のため必要な措置を講じること。

(5) 委託者は必要と認めるとき、受託者に対し業務の処理状況について調査し、又は報告を求めることができる。

(6) 受託者が本業務で取り扱った個人情報は、紙情報、データ情報とも、受託者が確実に廃棄の上、その旨の報告書を提出すること。